

老発 0523 第 1 号
令和 6 年 5 月 23 日

各 { 都道府県知事 } 殿
 { 指定都市市長 }
 { 中核市市長 }

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置及び運営については、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号）を参考として、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）が地域の実情に応じた指導指針（以下「指導指針」という。）を定め、これに基づき指導が行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 7 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県等におかれては、この旨ご了知いただき、各都道府県等が定める指導指針の改正を検討されたい。

なお、本通知については、本年 7 月頃に予定している老人福祉法施行規則（昭和 38 年 7 月 2 日厚生省令第 28 号）の改正内容を踏まえ、再び改正を行う予定である（具体的には老人福祉法施行規則別表を改正し、有料老人ホームに対して高齢者虐待防止のための取組の状況等の報告を求めることとし、これに伴い、別紙様式「重要事項説明書」の記載内容を追加することを検討している。）。各都道府県等におかれては、本通知が再度改正された後に、今回の改正内容とあわせて、指導指針の改正を行うこととしても差し支えない旨を申し添える。